

令和7年度 八王子市立元木小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

すべての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりうる、だれもが加害者にも被害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。また、「いじめを許さないまち八王子条例」が施行されたことに鑑み、教職員は児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応するとともに、日常の教育活動を通じ教員と児童、児童間同士の好ましい人間関係の醸成に努める。

また、教職員は児童と共にいて、感動を共有し、児童をより深く理解しようとする集団を目指す。そのためにも、担任・当該学年教員をはじめとする教職員がアンテナを高く張り「児童の表情・しぐさ・言動から、いつもとは違うちょっとした変化や違和感」を「いじめの兆候かもしれない」と見抜くことのできる感性を磨く。また、その察知したことを必要に応じて、学年教員や生活指導主任に報告するなど、いつでも組織で対応できる状況をつくっていく。

2 主な取り組み

◎いじめを許さない学校づくり

(1) 道徳教育等の充実

- ①道徳科を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ②コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進する。
- ③児童会における活動や縦割り班活動等の異学年交流を通して、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取り組みを継続的に行う。
- ④家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取り組みを推進する。

(2) 未然防止や早期発見のための措置

① 学校 UD

- ・元木小スタンダード(学習・生活)を活用しながら、教室環境の UD(ルールのある空間で、皆が快適に生活できる環境づくり・暗黙のルールの見える化・子供のいいところが発揮される環境づくり)を推進する。
- ・人的環境の UD(「分からない」「できない」が出しやすいクラスづくり・クラスで取り組むソーシャル スキル)を推進する。

② 学校いじめ対策委員会

- ・[構成] 全教職員
- ・[定期的な開催] 毎週、45分間行う。その他、必要に応じて開催する。
いじめの有無や状況についての確認・情報の共有、解決への方策を協議する。定期開催の際に、いじめ防止基本方針を点検し、必要に応じて見直す。

③ 相談できる大人が一人以上いる環境づくり

- ・学年経営、交換授業、ローテーション道徳等を行い、学年間の情報交換を密に行い、連携を図る。
- ・スクールカウンセラーや養護教諭等による相談活動を充実させる。
- ・「八王子市いのちの大切さを考える日」を通して、自尊感情・自己有用感を高める。
- ・いじめに関する校内での研修を充実させる。

④ 学年間の情報交換を密に行い連携を図るため、「報告・連絡・相談」を徹底する。

- ・学校いじめ対策委員会の際、児童の状況や児童指導に関わる活動の起案や調整をする。
- ・指導の内容、状況、事後処理、見通しを明らかにし報告する。
- ・教員・学年ごとに指導が異なることがないよう指導の共通性、一貫性をもたせる。
- ・必要に応じて臨時の企画委員会・職員会議・生活指導部会を開き協力の要請や連携を図る。

⑤アンケート・調査等の活用

- ・見守りシート等を活用し、いじめの早期発見に努める。
- ・「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する児童アンケートを年3回実施する。
- ・長期休業前・終了前の状況把握調査を行い、児童の細やかな状況把握及び継続的ケアを行う。
- ・いじめに関するチェックリストを作成し、いじめアンケート実施の際に行う。その結果を全教職員で共有し、未然防止・早期対応に資するようにする。

⑥インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・SNS東京ルールに基づいた児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、保護者会や学校便り・学年通信等を通じて家庭の協力を依頼する。
- ・上記についての指導・協力依頼においては、学校運営協議会においても適宜議論し、児童・保護者への啓発の一助を担っていただく。
- ・学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。また必要に応じて、警察への報告・相談を行い、対応への助言・協力を仰ぐ。

3 いじめの疑いが発生した場合の対応

(1) 学校いじめ対策委員会(含臨時)を毎週開催し、いじめかどうかの判断を行う。

- ・教員による把握
- ・児童からの相談
- ・アンケート等からの把握
- ・子ども見守りシートの提出

(2) 対応策を協議し、決定する。(保護者への説明)

情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を優先的に考える。

(3) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、速やかに教育委員会及び警察等と連携して対処する。

4 いじめ認知後の対応

(1) 対応策を協議・決定(具体的な対応の在り方について校長が決定)

- ・初期対応の徹底
- ・いじめ認知報告書の作成
- ・法に則った対応

(2) 対応策を本人・保護者へ説明

※いじめの解消まで、本人・保護者への確認を取りながら、継続的な対応を行う。

[いじめの解消とは]

- ・被害児童に対するいじめ行為が止んでいる状態が少なくとも3か月は継続している。
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていない。

(3) 重大事態発生については、速やかに八王子市教育委員会へ報告をする。

(4) 調査の結果については、いじめを受けた児童・生徒の保護者に対して事実関係等の情報を適切に提供する。

5 加害児童への対応

加害児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、警察や児童相談所等との連携の下、当該児童が抱える問題の解決を図る。

6 その他

(1) 入学時・各年度の開始時における児童・生徒、保護者、地域、関係機関等への基本方針の内容を説明する。

(2) 新年度に「子ども見守りシート」を配布・回収し、必要に応じて迅速に回答し対応する。

(3) いじめの防止等のための取組に係る達成目標を学校評価の項目に設定する。